

一 般 質 問 通 告 書

令和 7 年 8 月 24 日

高島市議会議長 河越 安実治 様

高島市議会議員 3 番 清水 大粋

次の事項について質問いたしたいので通告します。

※質問項目（番号）が2以上ある場合は、次のどちらかに○をつけてください。

- ・ 質問番号1の用紙にだけご記入ください。
- ・ 質問が一つだけの場合は必然的に1となりますので、記入は不要です。

初問は { 1. 全項目一括質問一括答弁
2. 項目ごとに一括質問一括答弁

(質問番号 1) 発 言 事 項	不登校の予防・対応に関する施策等の拡充について
要 旨	(項目だけでなく、質問の趣旨が理解できるように記入してください。)
不登校については、文部科学省実施の統計調査「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」によれば、全国小・中学校における不登校児童生徒数は346,482人であり前年度から47,434人増加しました。小・中学校での不登校要因は「学校生活に対してやる気が出ない」(32.2%)、「不安・抑うつ」(23.1%)、「生活リズムの不調」(23.0%)、「学業の不振や頻繁な宿題の未提出」(15.2%)、「いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題」(13.3%)の順で多かったとのことでした。 これに対する分析として、令和6年度3月「文部科学省委託事業不登校の要因分析に関する調査研究報告書」(以下「調査研究」という。)によれば、快適で温かみのある環境の整備、授業改善や学習支援の充実の必要性などが指摘されています。 統計調査からも分かるように不登校の主因は多様であり、教育現場、不登校児童生徒及びその保護者の声からも、実際は複合要因	

で不登校となっている例も散見されます。調査研究では無気力・不安群はそれを主因とせず、明示されない背景要因が主因となる可能性も示唆されていることから、複合要因を紐解き一つ一つ解決に導き、学校復帰へのエネルギーの回復を促すことが重要なことの一つなのではないでしょうか。

他方、教育機会確保法により学びの多様化の中で不登校支援としてのフリースクールの活用といった国策も取られていますが、憲法により国民は子どもに普通教育を受けさせる義務を負っており、昭和39年2月26日最高裁大法廷判決においてこの義務の趣旨について「単に普通教育が民主国家の存立、繁栄のために必要であるという国家的要請だけによるものではなくして、それがまた子女の人格の完成に必要欠くべからざるものである」とまで最高裁に言わしめています。法に言及せずとも、保護者が子どもに教育を受けてほしいと願うことは当然です。これらのことから、学習面だけでなく人格形成に強く作用する普通教育を子どもたちが広く受けられるように、地方公共団体が公教育をまず主眼に置き支援・対策を講じることは必須です。現在も市・県・国で不登校支援・対策がとられていますが、これに関しては更に力が尽くされなければならないと考えることから以下のとおり質問します。

1. 不登校対応の啓発

不登校はどの児童生徒でも起こりうることでありますから、不登校の兆候や不登校に陥ってしまうことについては、不登校児童生徒を抱えていない保護者も含めて広く啓発がなされるべきであると考えますし、相談のきっかけとなる多様かつ複数の相談先の確保及び維持もまた必要です。

それらを踏まえ、不登校の態様や不登校の兆候・要因・分析結果の教示、教育支援センター「スマイル」や課題対応室、医療機関をはじめとする相談先の紹介や連携状況の明示、知人や保護者間との情報共有事例の紹介、学校復帰事例など、体系的で専門的知見

も踏まえられた冊子等の配布や校内学習会などを通じて広く周知されるべきだと考えますがどうでしょうか。

2. 学業不振に関して

授業内容やその実施形態・方法は教師・学校に裁量権があります。一方で調査研究によれば「『学業の不振』や『宿題の提出』は、教師・児童生徒・保護者の三者で回答割合が高く、47.0%が『授業が分からない』、37.9%が『成績が下がった』、50.0%が『宿題ができない』と回答しており、不登校でない児童生徒も成績が下がったと感じている児童生徒が多く、授業改善や学習支援の充実は不可欠であろう」と指摘されていることから、不登校時の相談や学習指導・支援の重要性は高いことがうかがえます。

本市の一部中学校では、主体的な学びを支援するための時間を捻出し、学年の別を飛び越え中学1年生～3年生の各々で自由に選択できる個別テーマ学習が実施されている例もあるなど、学校現場の努力で学習を幅広くサポートしている例があります。

学業については、通知表上の成績の良好さだけでなく、入試や習熟状況を鑑みてテストの点数も重視している児童生徒・保護者は一定数います。したがって、不登校や不登校気味の生徒への学習配慮はもちろんのこと、テスト実施形態もやはり工夫されるべきです。

特に最近の潮流として単元別テストの導入が全国的に増えており、本市の一部中学校でも部分的にこのテスト形式を採用しています。ただ単元別テストでは各教科でテスト実施時期がバラバラでテスト勉強のメリハリがなくなり、学習習慣のある生徒とそうでない生徒で習熟状況の差を広げるとの批判の声もあり、部活動時間も踏まえるとかえって生徒の負担感が増す懸念も生じます。これらのことを踏まえ、以下のとおり質問します。

（１）個別の学習状況・主体性に応じた個別テーマ学習の効果について、本市教育研究所が体系的に研究を進め、あるいは各学校

で導入を検討されるのが望ましいと考えますがどうでしょうか。
ただし、過度な主体的学びで教育機会が逸失されないようにすることは重要であることを申し添えます。

（２）最近の潮流に乗ることは否定しませんが、本市中学校での定期テストの在り方は真にどうあるべきかについて、教育研究所が本市の地域特性をしっかりと分析した上で体系的に研究すべきだと考えますがどうでしょうか。

３．子どものエネルギーの減退を防ぐこと

いじめなどを通じて突発的に不登校になる事例もありますが、学校生活等の中で学校に行くエネルギーを失い、エネルギーの枯渇を以て不登校となる事例も多いのではないかと考えております。
特にエネルギーの減退については、自己の根底にある気持ちの表現に困難さがあることも一因となるのではないのでしょうか。特に発達状況や発達形態に応じては自分の気持ちを言語化することが難しい児童生徒もいます。例えば自閉症スペクトラム症では自分の気持ちを認識し言語化することに困難がある場合があり、他者からは忍耐強く見える一方で、内心では強いストレスに曝され続ける例もあります。

付け加えて、個人的な所感としても語彙力が不足しがちな児童生徒は全年齢的に増えているように思います。

また、いじめ被害や友達とのトラブル予防として調査研究では「集団になじめず孤立している児童生徒に対して早期に支援することが不登校の予防として必要である」としていることから、孤立している生徒のサポート、また孤立を防ぐための手立てとしての気持ちの言語化やコミュニケーション能力の向上、コミュニケーションの適正化は重要性が高いと捉えられます。

そこで、まずは自己の気持ちを適切に言語化すること、以て自己認識を高めコミュニケーションを適切に行えるようにする取り組みとして

(1) 自分の気持ちを認識し対処していくためのワークブック演習・トレーニングの実施、気持ちを適切に表すための語彙力獲得に向けた取り組みを推進していくことはどうでしょうか。特に朝読書の時間で学年の別を飛び越え、朝読書に苦手を感じる児童生徒に別室で絵本等を読み聞かせ言葉の意味を教える、あるいは不安や嫉妬等に対処するワークブック等を一緒に演習するなどを行うべきと考えますがどうでしょうか。

(2) 個別テーマ学習の時間を確保し、さらにその時間で対人関係スキルや行動スキルを学ぶソーシャルスキルトレーニング (SST) が個別に受けられる枠組みを作れないでしょうか。それに際し必要となるスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の人材確保は難しいことから、SSTができる人材育成に力を入れ各学校に派遣することはどう考えますか。

4. 動物介在教育によるメンタルヘルスへの取り組み

京都府のある中学校では大型犬のセラピードッグが学内で生活していると仄聞しています。実際に不登校気味であったり悩みを抱えたりする児童生徒がセラピードッグ・養護教員と一緒に散歩して心を癒しているようで、養護教員の傍らでセラピードッグに自分の気持ちや想いを吐露することで考えを整理したり、養護教員にも受け止めてもらったりして不登校にならずに済んでいる例があると聞いております。さらには養護教員がそこでの情報を担任と共有し対策を講じることもできるそうです。しかも授業を一時的に抜けてセラピードッグと時間を過ごすことについては、当該生徒を抜けた授業に出席しているとみなすとのことで、不登校児童生徒の発生防止に意欲的に取り組んでおられるようです。

このように動物介在教育を施すことで児童生徒のメンタルヘルスの改善に努めている例も存在しますが、セラピードッグの導入をはじめとする動物介在教育を推進するのはどうでしょうか。

5. フリースクール等について

フリースクールは、教育機会確保法により多様な学びの場の一つとして挙げられています。しかし、フリースクールの法的な定義は見当たらず、学習面及び生活面の指導の質という点で公教育では教師に免許制度を導入しその質を一定水準以上確保しているところ、フリースクールにはそれを確保するための法や規制が見当たらないなど、フリースクールの質の最低水準を確保するための法的下支えは乏しいです。

このフリースクールに関し、特に今般の補正予算案のうちフリースクールに係る補助金関連予算について、これに係る他市町の補助金交付要綱を鑑みるに、例えば長浜市の交付要綱ではフリースクールに教員免許保持者等が運営者又は指導・相談スタッフとして在籍していることなどを交付要件にして質の確保に努めているようです。フリースクールの質は純粋に企業努力に依存していますので、公金投入の観点から、長浜市のように交付要件で間接的補助対象者となるフリースクールの質の確保に努めるべきだと考えますがどうでしょうか。

また、フリースクール通学の支援がなされるならば、スマイルへ通うことへの補助・支援も当然されるべきと考えますがどうでしょうか。